

東山行政区 区三役及び区議員議長の選任の輪番内規

東山行政区運営規約実施細則第 3 条（区三役の選任）及び第 4 条（区議員議長の選任）の規定により、4 地区の輪番を次のとおり定める。

- 1 区三役及び区議員議長の選任の 4 地区の輪番は、別表のとおりとし、平成 26 年度以降は別表を繰り返すものとする。
- 2 次年度の区議員議長予定者が、区三役に選任されることとなった場合は、区議員会において次年度の区議員議長を協議するものとする。
- 3 4 地区の輪番は、区議員会において協議し、改正することができるものとする。

附則

- 1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 19 年 3 月 10 日 区議員会決定)
- 2 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)

別表

区分 \ 年度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
区 長	宝栄	弥栄 A	弥栄 B	東明	弥栄 A	弥栄 B
区長代理	弥栄 B	東明	弥栄 A	弥栄 B	宝栄	弥栄 A
区長代理(会計専任)	弥栄 A	弥栄 B	宝栄	弥栄 A	弥栄 B	東明
区議員議長	弥栄 B	弥栄 A	東明	弥栄 B	弥栄 A	宝栄